

## 「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」

### モデル観光地公募要領

- 公募期間  
令和4年8月22日（月）～令和4年10月21日（金）17：00（必着）
- 問合せ先  
地方における高付加価値インバウンド観光地づくり事務局  
電話：03-5369-4543（9:45-17:45 土日祝除く）  
メール：luxury-jta@nta.co.jp

令和4年8月

## I. 事業概要

### 背景・目的

訪日外国人旅行者数は2019年に3千万人を超えていたが、消費額は4.8兆円（2020年目標8兆円）、地方部延べ宿泊者数は4,309万人泊（2020年目標7,000万人泊）であり、今後のインバウンドの回復・再拡大期においては、消費額の増加と地方への更なる誘客が課題となる。

いわゆる高付加価値インバウンド旅行者<sup>1</sup>（以下、「高付加価値旅行者」）は、訪日外国人旅行者全体の約1%に過ぎないが、消費額は約11.5%を占めるなど、誘致による経済効果が極めて高い。

高付加価値旅行者の地方への誘客を促進することは、旺盛な旅行消費を通じ、地域の観光産業のみならず、多様な産業にも経済効果が波及し、地域経済の活性化につながるほか、旺盛な知的好奇心を伴う自然体験・文化消費を通じて地域の自然・文化・産業等の維持・発展への貢献、地域の雇用の確保・所得の増加や域内循環が図られるなど、持続可能な地域の実現や地方創生に寄与するため、今後のインバウンド戦略において重要な柱となる。

このような背景のもと、観光庁では、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり検討委員会」を開催し、議論を踏まえ「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」（以下、「アクションプラン」）を2022年5月に策定・公表したところである。

今般、アクションプランに基づき、集中的な支援を実施する「モデル観光地」を選定するため、以下の募集を実施する。

---

<sup>1</sup> 着地消費100万円/人以上の訪日外国人旅行者

## Ⅱ. 募集内容等

### 1. 申請主体

本件の申請者は、次の条件を全て満たす者とする。

- (1) 地域の主たる産業・交通事業者・金融機関・観光事業者等の民間事業者（観光地域づくり法人（DMO）含む）、地方公共団体が連携した組織・団体・協議会とする。
- (2) 実施体制内に、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体が含まれていないこと。

### 2. 申請するエリアの考え方

高付加価値旅行者が宿泊を伴う滞在環境（観光資源、宿、移動手段など）を設定し得る範囲（市町村や県をまたぐものも可）。ただし、東京 23 区内、京都市内、大阪市内のみを範囲とするものを除く。

### 3. 申請要件

- (1) 世界的価値となり得る地域資源の候補が存在すること。
- (2) 高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたビジョンが地域の広範な関係者の間で共有されており、ヤドの整備、ウリの発掘・地域の滞在価値向上等の高付加価値化の取組を総合的に推進する体制の構築に向けた機運が醸成されていること。
- (3) 既存の観光地づくり関連施策が実施されている地域（又は、それらの地域が周辺に存在する地域）であり、当該施策の効果が最大化されるよう連携が図られようとしていること。

### Ⅲ. モデル観光地の選定

#### 1. 選定方法

モデル観光地は、「2. 選定基準」により、観光庁及び外部有識者等により構成される審査委員会により決定する。

#### 2. 選定基準

選定に当たっては、以下の観点から審査を実施する。

##### (1) 世界的価値となり得る地域資源の候補が存在すること。

→高付加価値インバウンド旅行者の視点から、地域の滞在価値をけん引し、世界的価値（「コアバリュー」）となり得る資源として、ガストロミー、アート、自然・景観等の可能性を評価できる候補が存在すること。

##### (2) 高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたビジョンが地域の広範な関係者の間で共有されており、ヤドの整備、ウリの発掘・地域の滞在価値向上等の高付加価値化の取組を総合的に推進する体制の構築に向けた機運が醸成されていること。

→地域の主たる民間事業者（観光地域づくり法人（DMO）含む）、地方公共団体等が参画・連携し、マーケティング、マスタープランの立案・実施、ウリ・ヤドへの投資・計画・管理、滞在環境のクオリティコントロール、ファイナンスリスクの共通理解、人材確保・人事投資等の必要な機能を保持した「地域経営主体」の確立が目指せる機運が醸成されていること。

##### (3) 既存の観光地づくり関連施策が実施されている地域（又は、それらの地域が周辺に存在する地域）であり、当該施策の効果が最大化されるよう連携が図られようとしていること。

→既に実施している他の取組との相乗効果が得られ、今後予定している取組と本事業との相乗効果が大きいこと。（文化庁・環境省・農水省等、各省のコンテンツ造成の取組を含む）

#### 3. ヒアリングの実施等

申請内容については、必要に応じて、現地調査やヒアリングを実施する。また、追加資料等の提出や申請者による審査委員等へのプレゼンテーションを求める場合がある。

いずれの場合も、観光庁又は本事業の事務局から対象となる申請者へ個別に連絡する。

なお、他の申請者等との連携を求める場合がある。

#### 4. 選定結果の公表

選定結果については、観光庁又は事業事務局から、申請者に対して通知するとともに、選定されたモデル観光地名、概要等は観光庁のウェブサイト等にて公表する。公表時期は R4 年度内を予定している。

また、選定・不選定の理由に関する個別の問合せには対応しない。

## 5. 申請方法

### 【申請書類の提出方法】

電子メールによる提出のみとする。郵送・持込み等は認めない。

### 【提出物】

下表の様式・ファイル形式に沿い、(1) Excel 形式 1 点及び (2) PowerPoint 形式 1 点の電子データ計 2 点を電子メールに添付し、提出すること。各様式は、観光庁ウェブサイトからダウンロード可能である。

| 提出物               | 様式              |
|-------------------|-----------------|
| (1) Excel 形式      | 様式 1 : 申請書      |
| (2) PowerPoint 形式 | 様式 2 : モデル観光地概要 |

### (注意点)

- 各様式は、日本産業規格 A 列 4 版 (A4) 及び日本語で作成すること。
- 提出する電子データ 2 点について、**モデル観光地の実施地域の市区町村コードを【 】で囲い、それぞれのファイル名の冒頭に付すこと**。複数の市区町村を跨ぐ場合は、モデル観光地において最も主要となる市区町村のコードを 1 つ選んで付すこと。市区町村コード (団体コード) は、総務省のウェブサイトから検索することが可能である。

総務省ウェブサイト (<https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>)

例：東京都千代田区が実施地域の場合・・・

【131016】申請書.xlsx、【131016】モデル観光地概要.pptx

- 提出する電子データ 2 点は、**ファイル容量が合わせて 10MB 以内**となるようにすること。
- 様式 2 は、観光庁等が公表することを前提として作成すること。
- 提出する電子データの電子メールへの添付に代え、大容量送受信ツール等を使用することは、原則としてできない。やむを得ずファイル容量が 10MB を超える場合は、以下の【宛先】へ、件名の冒頭に「【問合せ】」と付記し、電子メールにより事務局へ相談すること。
- 提出する電子データは、ウイルスチェックを実施すること。

### 【宛先】 地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事務局<sup>※</sup>

電子メール luxury-jta@nta.co.jp

注：電子メールの件名の冒頭に、必ず「【提出】」と付記すること。

※：「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに係る調査業務」にて実施。

### 【申請期限】 令和 4 年 10 月 21 日 (金) 17:00 (必着)

注：本期限までに事務局が受領したものを有効として取り扱う。

### 【申請後の連絡】

- 電子メールの受信後、事業事務局から 3 営業日以内に受信確認のメールを送付する。
- 受信確認のメールが届かない場合を除き、受領確認の電話等による照会を行わないこと。
- 提出不備等の場合や追加資料提出等の対応を求める場合は、観光庁又は事業事務局から申請者へ個別に連絡する。

- ヒアリング（遠隔によるものを含む。）やプレゼンテーションを求める場合は、観光庁又は事業事務局から申請者へ個別に連絡する。

## 6. 公募・申請手続に関する質問

### 【質問方法】

地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事務局へ電話又は電子メールにより問合せを行うこと。観光庁への問合せ等は行わないこと。

【宛先】 電話：03-5369-4543（受付時間 9:45-17:45 土日祝除く）

電子メール：luxury-jta@nta.co.jp

注：電子メールの件名の冒頭に、必ず「【問合せ】」と付記すること。

### 【質問後の連絡】

電話又は電子メールの受領後、原則 3 開庁日以内に回答する。

#### **IV. 留意点**

##### 1. 申請内容等について

- (1) 宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- (2) 申請書類やヒアリングで入手した情報等は、審査委員会の委員や外部有識者等へ提供する。
- (3) 申請書類へ虚偽の記載等をした場合は、申請を無効とする。